

豊明市道水路等境界確認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊明市が管理する道路、河川、水路その他公共の用に供されているもの(以下「道水路等」という。)の管理保全を図るため、道水路等とその隣接地との境界を協議の上確認すること(以下「境界確認」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(境界確認財産の範囲)

第2条 この要領で扱う道水路等とは、豊明市が管理する土地のうち次に定めるものをいう。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)の適用を受ける道路
- (2) 河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川
- (3) 道路法の適用を受けない道路
- (4) 河川法の適用を受けない河川
- (5) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

(境界確認の申請)

第3条 境界確認を申請する者(以下「申請者」という。)は、官民境界確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)正副2部を市長に提出しなければならない。

(申請者)

第4条 申請者は、道水路等に隣接する土地の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合 代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合 共有者全員とする。ただし、共有者全員の委任を受けた者は、共有者を代表して申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合 相続人全員とする。ただし、他の相続人全員の委任を受けた者は、相続人を代表して申請することができる。
- (4) 未成年者、成年被後見人等が土地所有者の場合 法定代理人(親権

者又は後見人等)とする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記押印して申請するものとする。

(5) 開発行為、工事施行又は公用廃止の申請で、土地所有者が多数の場合 施行者が土地所有者の委任を受けて申請することができる。

(6) 登記上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合 当該所有者以外の者が申請することができる。ただし、所有権を証する書面(売買契約書、土地売渡承諾書等)を添付する者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代理する者は、委任を受けた権限の範囲内で事務を代行することができる。

(申請書の添付書類)

第5条 申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 位置図 縮尺2,500分の1程度の地図に申請箇所を朱書きで表示したもの

(2) 法務局備付けの地図又は公図の写し 申請箇所を朱書きで表示したもの。ただし、これらを転写した場合は、転写した年月日を記入する。

(3) 現況実測平面図及び横断面図(土地家屋調査士又は測量士が作成したものに限る。)

(4) 委任状(代理人による申請、立会い等の場合は、委任した権限の範囲を明確に記入したもの)

(5) 申請地及び相隣地のうち道水路等に接する土地の登記情報の写し

(6) その他境界確認に参考となる資料(地積測量図、官民境界確定測量図、土地区画整理図等)

(7) その他市長が必要と認める図書

(書類審査等)

第6条 市長は、申請者より申請書の提出があった場合、次の事項を審査し、境界確認を実施することが適当である場合は受理をするものとする。

(1) 申請者が申請適格を備えていること。

(2) 境界確認しようとする土地は、第2条に列記した道水路等であること。

(3) 申請書に必要事項が記入され、かつ、必要図書が添付されていること。

(境界立会の実施等)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに境界確認を実施するものとする。ただし、必要が生じた場合は、申請者に対し立会いを求めることとし、立会場所、立会日時、その他必要な事項を協議するものとする。

2 市長は、申請地に隣接する土地所有者、対側土地所有者、利害関係人、参考人等(以下「隣接土地所有者等」という。)の立会いが必要と認めるときは、申請者から立会依頼をさせるものとする。

3 道水路等が第2条第1号又は第3号であり、その幅員が4メートル未満の場合は、対側土地所有者の立会い及び承諾を得るものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 対側土地の確定測量図が豊明市に備え付けてあり、当該確定測量図に記載された座標値の整合性が確認され、当該対側土地所有者に異動がない場合

(2) 対側土地所有者が、境界立会い等又は確認書への記名押印を拒否した場合(確認書及び確定測量図にその旨を明記すること。)

(3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に認めた場合

(現地における境界確認)

第8条 市長は、区画整理確定図、官民境界確定測量図、公図の写し、地積測量図、その他参考とすべき資料及び現地の事前調査、関係者の意見等に基づき境界確認を行うものとする。

2 市長は、管理区域内の土地の所有権が本市以外の者にある場合、必要があると認めるときはその者に意見を求めることができる。

3 境界確認においては、立会者全員によって境界の確認を行うものとする。ただし、隣接土地所有者等の都合により立会いを同時に行うことができない場合は、別に指示する。

(報告書の作成)

第9条 市長は、境界確認の協議をした場合は、境界確認に立ち会った者に官民境界確認立会結果報告書(様式第2号)及び必要な成果資料を作成させる

ものとする。

(境界確認図書の作成)

第10条 市長は、第8条の境界の確認が得られたときは、申請者に次の境界確認図書を提出させるものとする。

- (1) 確定測量図及び横断面図 2部
- (2) 隣接土地所有者等の確認書 1部
- (3) 境界標の写真 1部
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の図書を提出させる際には、書面による提出とは別に、データ(ファイル形式は、別に指示する。)にて提出させるものとする。

(境界確認証明書の交付)

第11条 市長は、第10条第1項の図書を受理したときは、内容を審査し、申請者に境界確認証明書を交付するものとする。

(境界標の設置等)

第12条 申請者は、申請地に境界標を設置するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて境界標を申請者に支給することができる。

(申請書の取下げ)

第13条 申請者は、申請書を取り下げる場合には、申請者が官民境界確認申請書取下願(様式第3号)に理由を記して提出しなければならない。

(申請書の却下)

第14条 市長は、次の場合には官民境界確認申請書却下通知書(様式第4号)により受理した申請書を却下することができる。

- (1) 申請者に提出を求めた書類が提出されず、催告するも、さらに60日以内に提出がない場合
- (2) 申請者に第7条による現地立会いを求めるもこれに応じず、催告するも、さらに60日以内に現地立会いに応じない場合

2 前項第1号及び第2号の催告は、催告通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項に定める通知が申請人に到達しない時は、告示をもって通知に変えるものとする。

(境界確認の不調通知)

第15条 市長は、次の場合には境界確認不調通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(1) 申請者と境界線について確認協議が調わない場合

(2) 境界確認図書が第8条の境界確認の協議が調った日から120日以内に提出されない場合

(3) 申請する土地が訴訟又は紛争中の場合。ただし、訴訟内容により境界確認を行っても支障のないものは除く。

(4) その他境界を確認することができない場合

(委任)

第16条 この事務取扱要領に定めのないものについては、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱いによる。